

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和8年4月

高 島 市

目 次

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| I | 本書の位置付け | 1 |
| II | 特定事業の選定に関する事項 | 2 |
| 1 | 事業内容に関する事項 | 2 |
| III | 入札参加に関する条件等 | 6 |
| 1 | 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 6 |
| IV | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 13 |
| 1 | 事業者の募集及び選定方法 | 13 |
| 2 | 事業者の募集及び選定の手順 | 13 |
| V | 審査及び選定に関する事項 | 19 |
| 1 | 審査に関する基本的な考え方 | 19 |
| VI | 提案に関する条件 | 20 |
| 1 | 計画地に関する事項 | 20 |
| 2 | 留意事項 | 22 |
| VII | 落札者決定後の手続き | 25 |
| 1 | 基本協定の締結 | 25 |
| 2 | S P Cの設立 | 25 |
| 3 | 契約保証金【後日確認：契約書と調整して整理】 | 25 |
| VIII | 市によるモニタリング | 26 |
| 1 | モニタリングの概要 | 26 |
| 2 | モニタリングの費用負担 | 27 |
| 3 | モニタリングの結果の活用 | 27 |
| IX | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 28 |
| 1 | 法制上及び税制上の支援 | 28 |
| 2 | 財政上及び金融上の支援 | 28 |
| 3 | その他 | 28 |
| X | その他 | 28 |
| 1 | 情報提供 | 28 |
| 2 | 担当事務局 | 28 |

入札説明書で用いる用語を以下のとおりとする。

- 本市 : 高島市をいう。
- 本事業 : (仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
- 本施設 : 本事業で整備する焼却施設、リサイクル施設、管理棟、計量棟、洗車棟、防災調整池、その他外構等をいう。(防災調整池は、別途造成工事側にて整備)
- P F I 法 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
- 特定事業の選定 : P F I 法第 7 条に規定されている事項。本事業においては、P F I 事業に準じた D B O 方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
- D B O 方式 : Design (設計)、Build (建設)、Operate (管理運営)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
- 落札者 : 入札参加者のうち、審査の結果最優秀提案と認められた者をいう。
- S P C : 選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。
- 事業者 : 本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。選定された入札参加者の構成企業(落札者)及び S P C で構成される。
- 構成企業 : 入札参加者を構成する企業をいう。
- 代表企業 : 入札参加者を代表する企業をいう。S P C の最大出資者となる。
- 構成員 : 構成企業のうち、S P C に出資を行う企業をいう。
- 協力企業 : 構成企業のうち、S P C に出資を行わない企業をいう。
- 建設事業者 : 本市と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計業務を行う企業と本事業の建設業務を行う企業による特定建設工事共同企業体をいう。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計・建設業務を行う企業単体をいう。
- 運営事業者 : 本市と管理運営委託契約を締結する、本事業の管理運営業務を行う者をいう。運営事業者は S P C となる。
- 建築物の設計・建設を行う者 : 要求水準書第 2 編(設計・建設編)第 3 章「土木建築工事仕様」で示す建築物の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
- プラント設備の設計・建設を行う者 : 要求水準書第 2 編(設計・建設編)第 1 章「機械設備工事仕様【焼却施設】」及び第 2 章「機械設備工事仕様【リサイクル施設】」で示す設備の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
- 管理運営企業 : 要求水準書第 3 編(運営編)第 5 章「運転管理業務」及び第 6 章「維持管理業務」で示す本施設の管理運営を行う民間事業者をいう。
- 特定事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約をまとめた総称をいう。
- 基本協定 : 本市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業における設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
- 管理運営委託契約 : 本事業における管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
- 入札説明書等 : 本事業の入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)をいう。
- 事業者選定委員会 : 事業提案の審査に際して透明性及び公平性を確保することを目的として設置した高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会をいう。
- モニタリング : 事業者が実施する整備及び管理運営の実施状況についての本市の監視をいう。

I 本書の位置付け

本入札書は、本市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。

なお、本入札説明書に併せて配付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本仮契約書(案)、工事請負仮契約書(案)、運営委託仮契約書(案)、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とする。

また、入札説明書等と先に市が公表した「実施方針」及び「要求水準書(案)」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書（全体的事項、設計・建設編、運営編）
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本仮契約書（案）
- ・ 工事請負仮契約書（案）
- ・ 管理運営委託仮契約書（案）

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

高島市長 今城 克啓

(4) 事業の目的

現在の高島市環境センターは、老朽化および維持管理面の課題から平成 30 年 2 月末にガス化熔融炉を休止し、以降、市内で発生する燃やせるごみの処理は、新ごみ処理施設稼働までの暫定措置として、県外の民間事業者へ委託している状態が続いている。

本事業は、これまで実施した 2 回の建設候補地公募において、災害リスク等の懸念により建設用地の選定を断念した経過を十分踏まえ、令和 4 年 12 月に建設予定地として決定した安曇川町田中地先(約 4.3ha)に、新たな一般廃棄物処理施設(焼却施設及びリサイクル施設)を整備するとともに、令和 6 年 2 月に策定した新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、令和 32 年 3 月末までの管理運営を包括的に実施することを目的とする。

(5) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という)に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託する DBO 方式とする。

イ 契約の形態

- ① 本市と事業者は、基本協定を締結する。
- ② 基本協定に基づいて、本市は、基本契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づいて、本市は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ④ 基本契約に基づいて、本市は、運営事業者と管理運営委託契約を締結する。

ウ 事業期間

事業の内訳及び期間は、次のとおりとする。

① 焼却施設、計量棟、管理棟

- ・設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和 12 年 2 月 28 日まで(3 年 2 か月程度)

※令和 8 年度については、造成工事を実施することから現場工事に着手できないことに留意すること。

- ・管理運営期間：令和 12 年 3 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで(20 年 1 か月)

② リサイクル施設、その他

- ・設計期間 : 焼却施設と同時期
- ・建設期間 : 令和12年3月から令和14年3月31日まで(2年1か月程度)
- ・管理運営期間 : 令和14年4月1日から令和32年3月31日まで(18年)

エ 事業期間終了後の措置

本市は、本事業の運営期間中にごみ処理の広域化を実施しないとなった場合は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。事業者は、事業期間終了時に、本施設を、本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

また、本市が本事業終了後も本施設を継続して使用するために、事業者は、本市又は本市が指定する者に事業終了後も特定部品の供給に協力することとし、当該協力内容の詳細について、本市と協議を行うものとする。

オ 事業の対象となる業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

① 設計・建設業務

- (ア) 設計業務(電波障害調査、補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む)
- (イ) 建設業務(本市が別途実施する敷地造成工事以外に必要な造成工事、場内余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む)
- (ウ) その他関連業務(事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援)

② 管理運営業務

- (ア) 受付管理業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務(本市が別途発注する造成工事で整備される施設、場内余熱利用施設までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む)
- (エ) 調達業務
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 余熱利用業務
- (キ) 啓発業務
- (ク) 情報管理業務
- (ケ) 関連業務(清掃、警備、近隣対応、見学者対応等)

カ 本市が行う業務

① 設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣同意の取得、近隣対応(本市が行うべきもの)
- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出

- (ウ) 生活環境影響調査手続き
- (エ) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金申請手続き
- (オ) 設計施工監理の実施
- (カ) 敷地造成工事
- ② 管理運営に関する業務
 - (ア) 近隣対応（本市が行うべきもの）
 - (イ) 契約管理（モニタリング）の実施
 - (ウ) 一般廃棄物等の搬入
 - (エ) 見学者のうち、行政視察対応
 - (オ) 運搬業務（搬出対象物）

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

① 設計・建設業に対する対価

本市は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設業者に支払う。なお、各年度の支払いは防衛省の補助金により実施している事業であることから交付決定額に応じた部分払いとする。

② 管理運営業務に係る対価

本市は、事業者が実施する管理運営業務に係る対価を、委託料として管理運営期間にわたって運営業者に支払う。なお、委託料は、固定料金と変動料金（搬入廃棄物量に応じて変動）で構成されるものとする。

委託料は、年に1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

ク 余熱利用について

① 温水施設

温水を作り、場内給湯等に利用するものとする。

② 給湯用温水設備

給湯栓・シャワー用温水として、直接使用される温水を発生・供給する。

ケ 資源物等の取扱いについて

事業者は、焼却施設、リサイクル施設から排出される焼却残さ（主灰、飛灰）、資源物等を適切に保管する。

なお、事業者は、本市が本施設から焼却残さ（主灰、飛灰）、資源物等を搬出する際の積込み作業を行う。

コ 本市が適用を予定している補助金について

本市は本事業の実施に関して、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の適用を予定している。補助金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必

要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

III 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業に区分されます。
- イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ウ 設計・建設業務において、焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、主たる業務である「運転管理業務」及び「維持管理業務」をSPCから直接委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- エ 入札参加者は、構成員の中から当該入札参加者を代表する「代表企業」を定めるものとする。代表企業はSPCの最大の出資者とする。なお、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業は他の入札参加者の構成企業になることはできない。また入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- キ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

構成企業には、本施設の設計・建設、管理運営の各業務を行う者として、以下のアからオの各項の要件を満たすこと。

- ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、全ての参加者が次のいずれかの要件を満たすこと。なお、本施設の建築物の建設を行う全ての者は、③を満たすこと。

- ① 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、全ての者が建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- ② 本施設の建築物の設計を行う者にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成 28 年 4 月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計の完了実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。
- ③ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、高島市内に本店・本社を置く地元企業であり、以下の 2 つの要件をどちらも満たすこと。
ただし、地元企業複数で参加する場合は、1 者以上が 2 つの要件を満たし、その他の者は(ア)を満たすのであれば参加可能とする。
(ア) 令和 7 年度高島市建設工事等指名競争入札参加者の格付調書において、建築一式工事の格付が A であること。
(イ) 参加資格審査申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ 本施設の建築物の建設を行う者にあつては、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、建設業法 26 条第 3 項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 28 条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に 2 件までとすること。建築物の建設を行う者について、複数の地元企業で参加する場合は、③に示す(ア)および(イ)を満たす者が監理技術者を配置すること。
- イ 焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、複数の者で参加することも可能とするが、少なくとも 1 者で次の全ての要件を満たすこと。
- ① 平成 28 年 4 月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、ストーカ方式とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として 1 件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。
- ② 焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者にあつては、全ての者が建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、建設業法 26 条第 3 項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 28 条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に 2 件までとすること。

- ④ 参加資格審査申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- ウ リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、複数の参加者で次の全ての要件を満たすこと。
- ① 平成28年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設でリサイクル施設（破砕機を有している施設とする）のプラント設備に係る設計・建設工事業の納入実績を元請として1件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
 - ② リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者にあつては全ての者が建設業法第3条第1項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。
 - ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）なお、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置し、監理技術者の配置できる工事業の数は本工事業を含め同時に2件までとすること。
 - ④ 参加資格審査申請書の提出期限日において、国土交通省による最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- エ 焼却施設の管理運営企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、「運転管理業務」を担う者は①を満たし、「運転管理業務」又は「維持管理業務」を担う者が②を満たすこと。
- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（震災等の仮設焼却施設は除く）で、全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、ストーカ方式とする。）における1年間以上の運転管理実績を元請（SPCからの受注を含む）として有すること。
 - ② 一般廃棄物処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、ストーカ方式とする。）の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

オ リサイクル施設の管理運営企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、「運転管理業務」を担う者は①を満たし、「運転管理業務」又は「維持管理業務」を担う者が②を満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、リサイクル施設（破砕機を有している施設とする）における1年間以上の運転管理実績を元請（SPCからの受注を含む）として有すること。
- ② 破砕・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたリサイクル施設（破砕機を有している施設とする）の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

（3）入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 本市の入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、高島市から指名停止を受けている者及び指名停止保留期間である者。本市の入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、本市の指名停止措置要件に該当している者。

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。

ク 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員

又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者。

コ 滋賀県暴力団排除条例(平成23年3月22日滋賀県条例第13号)に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者。

サ 国税又は地方税を滞納している者。

シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ス 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

セ 本事業の評価を行う事業者選定委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は参加資格審査申請書等の受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日から仮契約締結日までに参加資格を喪失した場合

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

② 代表企業以外の構成企業が資格を喪失した場合

代表企業以外の構成企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、当該構成企業の参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格の喪失前に市と協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の

構成企業については、変更することができる。これにより、当該入札参加者の参加資格は、引き続き有効とする。

ウ 仮契約締結日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者を失格とする。

② 代表企業以外の構成企業が資格を喪失した場合

代表企業以外の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成企業を含む入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、参加資格の喪失前に市と協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業については、変更することができ、本市は変更後の入札参加者と新たに仮契約を締結できるものとする。

(5) 参加資格登録されていない者の参加

本市の入札参加資格者名簿に登録されていない者が、構成員又は協力企業として応募を希望する場合には、参加資格申請時に以下の書類を提出するものとする。なお、各証明書類については提出日以前3か月以内に発行されたものとする。

ア 所轄法務局が発行したもので現状と相違ない商業登記簿謄本（写しでも可。）

イ 財務諸表（直近の決算のもの。）

ウ 国税、県税及び市税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの。写しでも可。）

エ 役員等名簿及び照会承諾書

オ 印鑑証明書（原本のみ。）

(6) S P Cの設立に関する要件

S P Cの設立に関する要件は次のとおりである。

ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、S P Cを設立すること。S P Cは、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、S P Cの本店所在地については本施設内に設置することを認めない。

イ S P Cの目的は、本事業の管理運営業務を実施するもののみであること。

ウ S P Cへの出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。

エ 全ての出資者は、特定事業契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

(7) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

(8) 予定価格

予定価格は次のとおりとする。開札においては、入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。また、施設整備費、維持管理運営費のそれぞれが、予定価格内訳額の範囲内であることを確認する。

ア 予定価格：26,118,120,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 予定価格内訳額

① 施設整備費：13,177,440,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

② 維持管理運営費：12,940,680,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

IV 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定するものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュール（予定）は次のとおりとする。

表 1 募集・選定スケジュール

| | |
|-----------------|--------------------------|
| 令和 8 年 4 月 17 日 | 入札説明書等の公表 |
| 令和 8 年 5 月 8 日 | 入札説明書等に関する質問の受付締切（第 1 回） |
| 令和 8 年 5 月 22 日 | 入札説明書等に関する質問回答の公表（第 1 回） |
| 令和 8 年 6 月 5 日 | 入札説明書等に関する質問の受付締切（第 2 回） |
| 令和 8 年 6 月 19 日 | 入札説明書等に関する質問回答の公表（第 2 回） |
| 令和 8 年 6 月 26 日 | 参加表明書、参加資格審査申請書等の受付 |
| 令和 8 年 7 月 7 日 | 資格審査結果の通知 |
| 令和 8 年 8 月 7 日 | 入札書類の受付締切 |
| 令和 8 年 10 月 | 落札者の決定・公表 |
| 令和 8 年 10 月 | 基本協定の締結 |
| 令和 8 年 12 月 | 特定事業契約の仮契約締結 |
| 令和 8 年 12 月（見込） | 特定事業契約の本契約締結 |

※要求水準書の添付資料は、格納した DVD を希望者に手渡しする。要求する場合は「添付資料請求書兼誓約書」【様式 1】に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、高島市環境部環境センター建設課に送信すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。
なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす企業に限る。
①事業への参加を検討しているもの
②参加資格要件に示す代表企業に相当するもの
資料の取り扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。

(2) 応募手続き等

ア 入札説明書等に対する質問の受付（第 1 回）

入札説明書等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和 8 年 4 月 17 日（金）～令和 8 年 5 月 8 日（金）午前 11 時

※上記期間について受付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（受付期間最終日は、午前 11 時まで）とするが、午前 11 時から正午まで及び午後 4 時から翌日午前 9 時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。

② 提出方法

質問の提出方法は、原則として、【様式 2】に記入の上、電子メールに記入済みの同

様式のファイル (Microsoft Excel 形式) を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお総容量は 3 メガバイト以内、に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD-R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

- E-mail : kankyo-j@city.takashima.lg.jp
- 郵送先 : 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565
高島市環境部環境センター建設課
- 電話番号 : 0740-25-8104

イ 入札説明書等に対する質問回答の公表 (第 1 回)

提出された入札説明書等に対する質問の回答は、令和 8 年 5 月 22 日 (金) から本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 入札説明書等に対する質問の受付 (第 2 回)

入札説明書等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和 8 年 6 月 5 日 (金) ~ 令和 8 年 6 月 19 日 (金) 午前 11 時

※上記期間について受付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで (受付期間最終日は、午前 11 時まで) とするが、午前 11 時から正午まで及び午後 4 時から翌日午前 9 時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。

② 提出方法

質問の提出方法は、原則として、【様式 2】に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル (Microsoft Excel 形式) を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお総容量は 3 メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD-R を同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

- E-mail : kankyo-j@city.takashima.lg.jp
- 郵送先 : 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565
高島市環境部環境センター建設課
- 電話番号 : 0740-25-8104

エ 入札説明書等に対する質問回答の公表 (第 2 回)

提出された入札説明書等に対する質問の回答は、令和 8 年 6 月 19 日 (金) から本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

オ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、下記③に示す書類 (正 1 部、写し 6 部、電子データ CD-R 等 1 部) を本市へ郵送により提出すること。

① 受付期間

令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午後 4 時 必着

※上記期間について受付時間は、午前9時から午後4時までとするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前9時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

② 受付場所

- 住所 : 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565
高島市環境部環境センター建設課
- 電話番号 : 0740-25-8104

③ 提出書類

- (ア) 参加表明書及び参加資格審査申請書【様式 3-1】
- (イ) 入札参加者の構成企業表【様式 3-2】
- (ウ) 委任状（構成企業から代表企業への委任）【様式 3-3】
- (エ) 委任状（代表企業代表者から（復）代理人への委任）【様式 3-4】
- (オ) 参加資格確認表【様式 3-5】
- (カ) 各業務を行う企業の実績等を証する書類【様式 3-6～様式 3-11】
- (キ) 上記様式に添付する資料

カ 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和8年7月7日（火）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者名等を併せて通知するため、入札書類の作成に用いること。なお、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

キ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果通知により、参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、令和8年7月8日（水）から令和8年7月10日（金）からまでの午前9時から午後4時まで（ただし、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前9時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く）の間に、書面（様式自由。ただし、入札参加者の代表企業印を要する）を本市へ持参により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和8年7月17日（金）までに入札参加者の代表企業へ送付する。

ク 入札の辞退

参加資格の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、入札辞退届【様式 4】を本市へ持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ケ 入札書類の受付

参加資格の確認を認められた入札参加者は、下記③に示す入札書類を様式集の記載要領に従い作成し、本市へ持参又は郵送により提出すること。また、提出の際は事前に市に連絡し、持参の際は市が指定した時間帯に来庁すること。

① 受付期間

令和8年8月5日（水）～令和8年8月7日（金）午前11時

※上記期間について受付時間は、午前9時から午後4時まで（受付期間最終日は、午前11時まで）とするが、午前11時から正午まで及び午後4時から翌日午前9時まで及び土曜日・日曜日・祝日は除く。なお、郵送の場合、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

② 受付場所

○〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 高島市環境部環境センター建設課

③ 入札書類

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (ア) 入札書類提出届【様式5-1】 | 1部 |
| (イ) 要求水準に関する誓約書【様式5-2】 | 1部 |
| (ウ) 企業名対応表【様式5-3】 | 1部 |
| (エ) 入札書【様式6-1】 | 1部 |
| (オ) 整備に係る対価（施設整備費）内訳書【様式6-2】 | 1部 |
| (カ) 提案書【様式7】 | 正1部、副16部 |
| (キ) 基本設計図書 | 正1部、副16部 |
| ・ 表紙【様式8】 | |
| ・ 要求水準に対する設計調書 | |
| 【要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したもの。】 | |
| ・ 各施設共通の基本設計図書 | |
| (ク) 上記(カ)～(キ)を記録した電子データ（CD-R等） | 1部 |

コ 基礎審査

本市は、入札参加者から提出された入札書類が落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査し、その確認の結果が失格の場合には、入札参加者の代表企業に対し通知する。

サ ヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを令和8年9月に実施する。詳細については、追って通知する。なお、ヒアリングに出席しない場合又はヒアリングに対する回答がない場合は、失格とする。

シ 開札

開札は、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。（開札への立会を希望する場合は、事前に連絡すること。）

① 開札日時

詳細は追って通知する。

- ② 開札場所
高島市役所内

(3) 入札参加に関する事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

エ 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

オ 入札書類の取扱い

① 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表その他本市が必要と認める場合、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の入札結果の公表（審査講評等）以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

カ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

キ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が入札した入札。
- ② 入札金額を訂正した入札。
- ③ 入札に際し不正の行為があったとき。

- ④ 入札書記載の金額その他必要な事項が不明なとき。
- ⑤ 記名押印のない入札。
- ⑥ その他入札に関する条件に違反したとき。

ク 入札延期、中止または取消

入札の執行は、本市の都合で延期または中止もしくは取消しすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けても本市は補償の責を負わない。

V 審査及び選定に関する事項

1 審査に関する基本的な考え方

(1) 事業者選定委員会の設置

事業者提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。事業者選定委員会は、以下の5名で構成される。なお、落札者の決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

| | | |
|--------|-----------------------|--------|
| 荒井 喜久雄 | 前 公益社団法人 全国都市清掃会議 | 技術指導部長 |
| 樋口 能士 | 立命館大学 理工学部環境都市工学科 | 教授 |
| 香川 雄一 | 滋賀県立大学 環境科学部環境政策・計画学科 | 教授 |
| 柳井 薫 | 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 | 会長 |
| 森田 茂之 | 高島市総務部 | 総務部長 |

（順不同 敬称省略）

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は審査委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

VI 提案に関する条件

1 計画地に関する事項

(1) 計画地の概要

表 2 計画地の概要

| | | |
|--------|--|-------------------------------|
| 所在地 | 滋賀県高島市安曇川町田中地先 | |
| 敷地面積 | 43,250.61 m ² (うち利用可能面積 37,465 m ²) | |
| 都市計画事項 | 市街化区域 | 指定なし |
| | 市街化調整区域 | 指定なし |
| | 用途地区 | 指定なし |
| | 特別用途地区 | 指定なし |
| | 防火・準防火地域 | 指定なし |
| | 建築基準法 22 条指定区域 | 指定なし |
| | 高度地区 | 指定なし |
| | 高度利用地区 | 指定なし |
| | 景観計画区域 | 指定あり (市内全域) |
| | 建ぺい率 | 70%以下 |
| | 容積率 | 200%以下 |
| | 都市施設 | ごみ焼却場等 (令和 8 年 1 月 : 都市計画決定済) |

(2) 設計・建設業務 (事前調査等を含む) に関する提案の条件

要求水準書に従い、提案書類を作成すること。

(3) 運營業務に関する提案の条件

要求水準書に従い、提案書類を作成すること。

(4) 事業計画に関する提案の条件

ア 施設整備費

本市は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設事業者を支払う。なお、各年度の支払いは防衛省の補助金により実施している事業であることから交付決定額に応じた部分払いとする。

イ 維持管理運営費

① 維持管理運営費の基本的な考え方

本市は、本事業の委託料を運営期間にわたり S P C に支払う。委託料は、固定料金 (一般廃棄物の処理量等に関わらず発生する人件費や補修費等であり、施設毎に全ての支払い回において同額とする。) 及び変動料金 (処理対象物の処理量等に応じて変動する薬剤費や光熱水費等であり、各施設の処理対象物毎のトンあたり単価とする。

表 3 委託料に関して提案を求める事項

| 施設区分 | 提案を求める事項 | 支払対象期間 |
|---------|--|--|
| 焼却施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定料金 1 (四半期あたりの料金) ・変動料金 1 (燃やせるごみに対するトンあたりの単価) | 令和 11 年度第 4 四半期分(令和 12 年 3 月 1 日～3 月末日)を初回として、令和 31 年度第 4 四半期分(令和 32 年 1 月 1 日～3 月末日)までの計 81 回 |
| リサイクル施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定料金 2 (四半期あたりの料金) ・変動料金 2-1 (燃えないごみに対するトンあたりの単価) ・変動料金 2-2 (粗大ごみに対するトンあたりの単価) ・変動料金 2-3 (カンに対するトンあたりの単価) ・変動料金 2-4 (プラスチック類に対するトン当たりの単価) ・変動料金 2-5 (その他のごみに対するトン当たりの単価) | 令和 14 年度第 1 四半期分(令和 14 年 4 月 1 日～6 月末日)を初回として、令和 31 年度第 4 四半期分(令和 32 年 1 月 1 日～3 月末日)までの計 72 回 |

※上記委託料には、人件費、修繕費、光熱水費、SPC経費など、本事業の実施に必要な全ての費用が含まれる。

② 維持管理運営費の改定

維持管理運営費は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、次式のとおり、応募者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とするが、この際に、 (I_{n-1}/I_7) または $(I_{n-1}/I_{n'} - 1)$ が 0.985～1.015 の範囲内であるときは改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」)とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定める。

【初回の改定】

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_8}$$

P_n : 改定後の令和 n 年度の委託料 (固定料金または変動料金)

P_i : 提案による委託料 (固定料金または変動料金)

I_{n-1} : 令和 (n - 1) 年度の指標値の平均

I_8 : 令和 8 年度の指標値の平均

なお、固定料金、変動料金とも1円未満の端数は切り捨てとする。

【2回目以降の改定】

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料（固定料金または変動料金）

$P_{i'}$: 前回改定後の委託料（固定料金または変動料金）

I_{n-1} : 令和（n-1）年度の指標値の平均

$I_{n'-1}$: 前回改定時に用いた指標値

なお、固定料金、変動料金とも1円未満の端数は切り捨てとする。

提案価格の算定にあたっては、令和11年度から令和31年度までの間、要求水準書（第1編 全体的事項 第1章 総則 第2節 計画主要目）に示す計画処理量があるものとする。

ウ 保険

本施設の建設に伴い第三者等に損害を及ぼした場合に備え、建設企業は組立保険、建設工事保険、第三者賠償保険等に加入することとする。

同様に、本施設の運営に伴い第三者等に損害を及ぼした場合に備え、SPCは、第三者賠償保険等に加入することとする。また、火災保険についても加入することとする。

なお、本市は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

2 留意事項

（1）応募無効に関する留意事項

次のアからカまでのいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 提案書の提出日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える応募者が行った応募
- イ 参加表明書に記載された応募者（代表者）の代表者以外の者が行った応募
- ウ 参加資格のない者の応募
- エ 応募者が談合した応募

オ 高島市契約規則に定めるもののほか、参加資格審査申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした応募者

カ そのほか本件応募に関する条件に違反した応募

(2) 提案内容

ア 入札書類への承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等（その後の変更を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

「Ⅳ／2／(3)／ク「入札延期、中止または取消」」にかかわらず、応募者の応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった提出書類については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

② 特許権

提案内容等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、本市が工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、この限りでない。

エ 市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、提出書類作成に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ 複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

キ 使用言語及び単位、時刻

提出書類作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（3）プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言等

入札参加者のプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングに対する参加者の回答内容等は、提出書類と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

（4）評価への照会

入札参加者は、公表日から起算して7日以内に、当該入札参加者に対する評価の理由について、文書での照会が可能であり、本市は照会があったときは、文書により回答するものとする。

VII 落札者決定後の手続き

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき基本協定を本市と締結しなければならない。

2 S P Cの設立

落札者の構成員は、基本協定締結後速やかに、会社法に定める株式会社としてS P Cを高島市内に設立し、S P Cにかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

当該S P Cに出資する者は、特定事業契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3 契約保証金

(1) 設計・建設期間

建設事業者は本市に対して、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

(2) 運営期間

S P Cは本市に対して、委託料（年間）の100分の10以上の契約保証金を、各事業年度の開始日までに納付するものとする。

契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営委託仮契約書（案）による。

(3) 特定事業契約の書の作成

本市と落札者は、特定事業契約書（案）に基づき、特定事業契約書を作成するものとする。特定事業契約書の作成においては、本市と落札者との間で協議を行うものとする。

(4) 契約書の作成費用

特定事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

VIII 市によるモニタリング

本市は、事業者が要求水準書及び入札書類等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び提出書類等に基づき設定される業務水準を満たしているかを確認するために、設計施工監理及び運営のモニタリング（以下、「モニタリング」という。）を行う。モニタリングを実施する単位は要求水準書記載の業務単位とするが、事業者からモニタリングの実施単位についての提案があり、本市が効率的であると判断できる場合は、業務を細分化してモニタリングすることや、複数の業務を併せてモニタリングすることもある。

本市によるモニタリングは、次に示す1～3のとおりである。

1 モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、事業契約締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。モニタリングの主な内容は、以下のとおりとする。

(1) 業務着手時

事業者は、契約締結後ただちに、業務全体に関する計画書を本市に提出し、業務水準を満たしていることの確認を受けること。

(2) 設計

ア 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を本市に提出し、本市が要求した工事スケジュール等に適合していることの確認を受けること。また、設計の打合せ時に必要な資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。

イ 事業者は、実施設計の各完了時に設計図書等の成果品を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

ウ 設計の状況について、事業者は、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

(3) 工事

ア 事業者は、工事の着手前に、工事工程表及び施工計画書を本市へ提出し、本市が要求した工事スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の確認を受けること。

イ 事業者は、工事が完了した時点で、完了報告書（現地の状況を表した現況図等を含む）を本市に提出し、完了状況の確認を受けること。

ウ 工事の状況について、事業者は、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

(4) 運営

本市は、SPCが実施する委託業務およびSPCの財務状況の把握を目的に、定期的または随時に、公正な視点からのモニタリングを行うこととする。具体的には、計画書、業

務報告書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、本市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。具体的な内容を「別紙2 モニタリングの手順及び委託料の減額方法」に示す。

2 モニタリングの費用負担

本市が実施するモニタリングに係る経費のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

3 モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者の業務の水準があらかじめ定められた条件（要求水準書や提出書類）を下回ることが明らかになった場合、本市はその内容に応じて是正勧告、契約解除等の措置を取る。

IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

2 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない予定である。

X その他

1 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

2 担当事務局

高島市環境部環境センター建設課

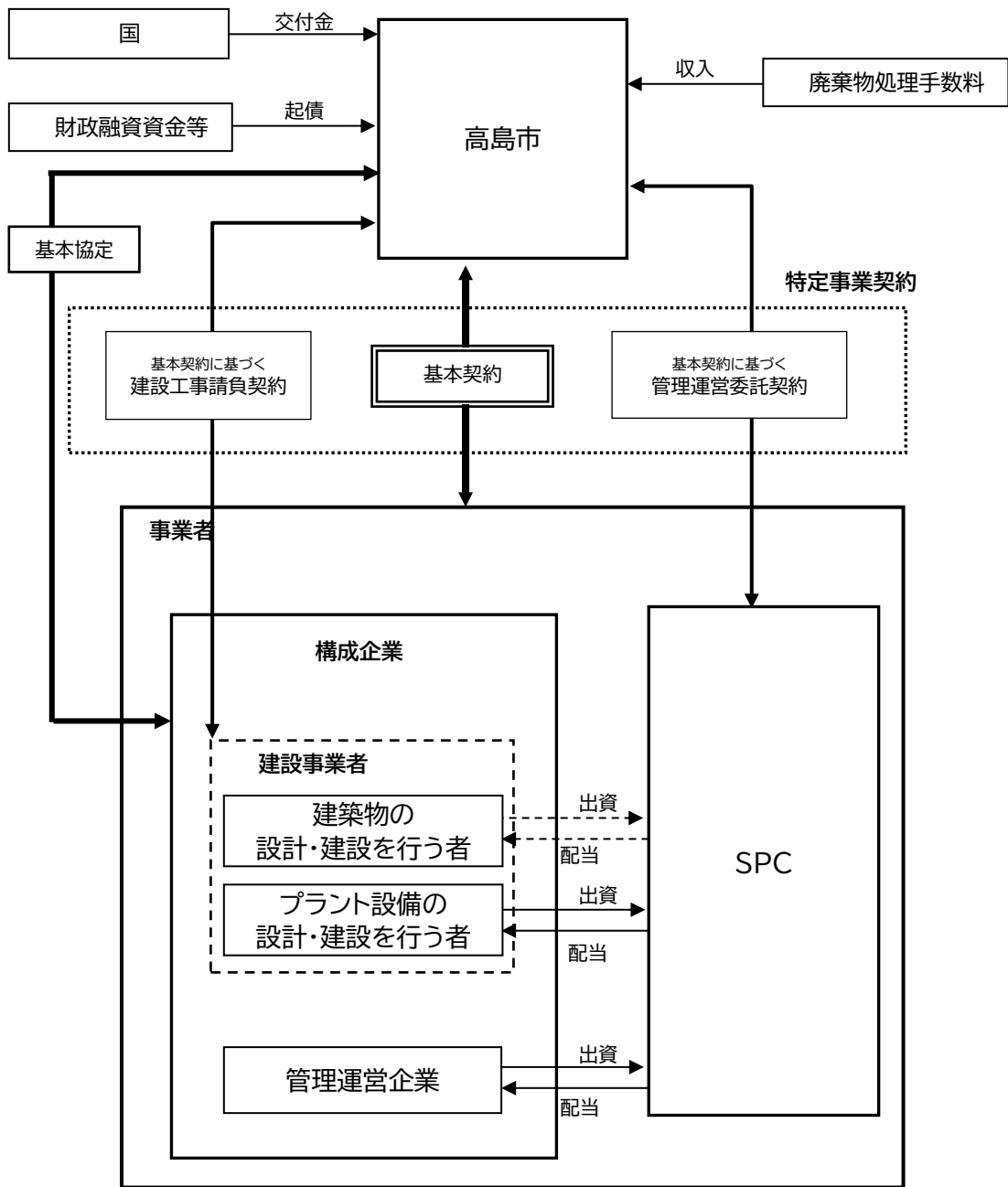
〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565

電 話 0740-25-8104

E-mail kankyo-j@city.takashima.lg.jp

別紙－1 事業スキーム図



※ 構成企業のうち、設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者、管理運営業務において、主たる業務となる「運転管理業務」及び「維持管理業務」について、SPCから直接委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。これら以外の者については協力企業としての参加も認める（協力企業として参加する場合、SPCへの出資は不要）。

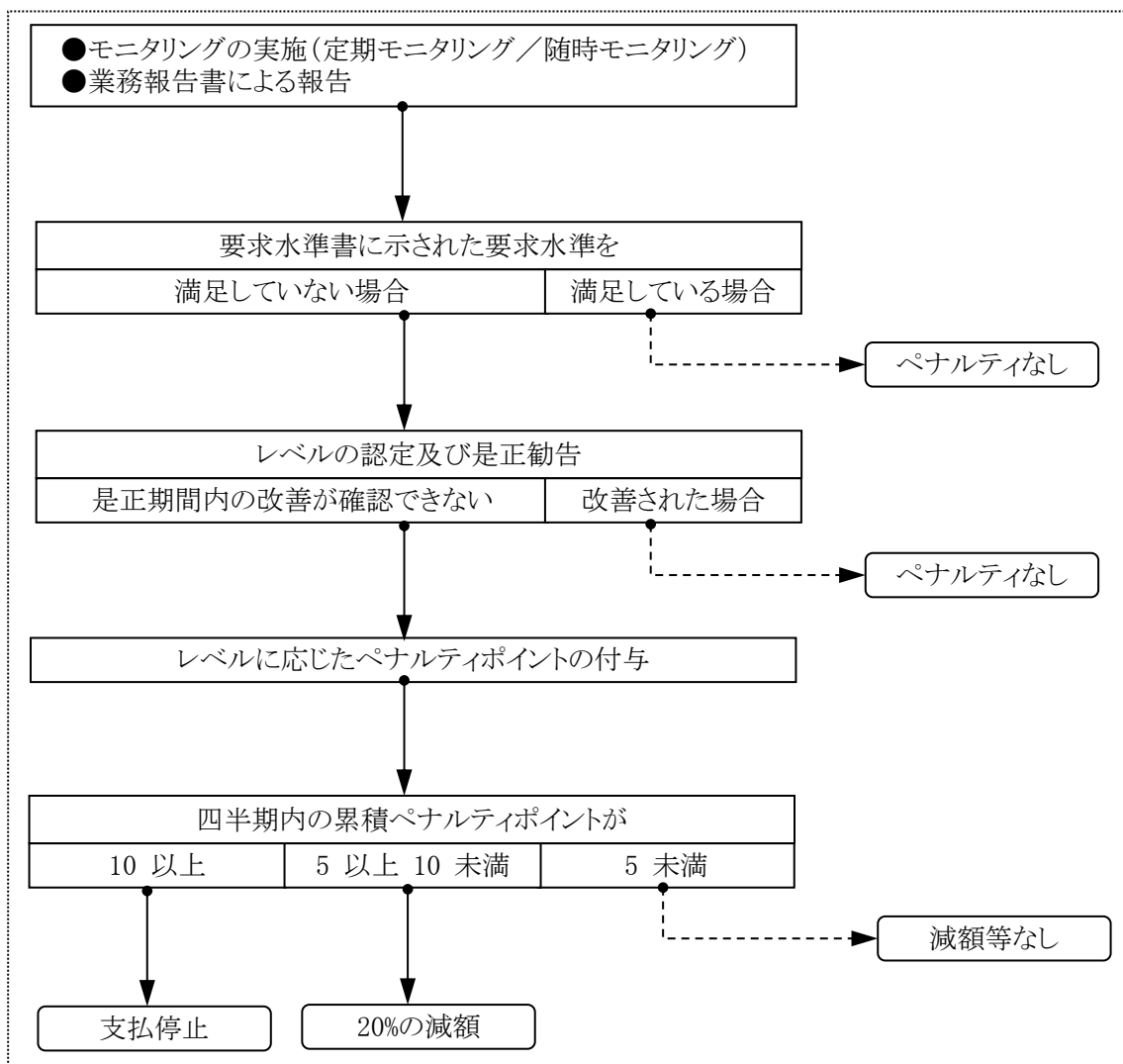
別紙ー２ モニタリングの手順及び委託料の減額方法

1 モニタリングの目的

モニタリングについては、S P Cにおける自己監査（セルフモニタリング）及び自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、委託料の減額を目的とするものではなく、本市とS P Cとの対話を通じて、本施設の状態を良好に保ち、廃棄物の適正な処理が実現できることを目的に実施するものである。

本市及びS P Cは、上記目的を達成するため、相互に協力してモニタリングを実施するものである。その結果、S P Cの業務内容が基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を満足していないと本市が判断した場合、次のフローに示す手続により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額等の方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において本市が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

| | |
|------|---|
| レベル1 | 是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される事態 |
| レベル2 | 是正しなければ、運営に重大な影響を及ぼすことが想定される事態 (是正しなければ、ごみ収集又は焼却を停止する可能性がある事態) |

(3) 減額等の決定過程

- ア. レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本市は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。
- イ. S P Cは、本市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ. 本市及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

- ア. ある四半期の累積ペナルティポイントが次に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、次に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

| 累積ペナルティポイント | 減額等の措置内容 |
|-------------|----------|
| 5 未満 | 減額等の措置なし |
| 5 以上 10 未満 | 20%の減額 |
| 10 以上 | 支払停止 |

- イ. 上記アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び0から加算されるものとする。

(5) 契約の解除

累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料の支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、契約を解除することができる。